



中小企業向けの法人税率や投資促進税制について、今回の改正内容を教えてください。



租特法の軽減税率や中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。
また、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は廃止され、中小企業投資促進税制に取り込む形で制度が一本化されています。

●改正概要●

中小企業者等の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制等の延長等

- ①租税特別措置法による軽減税率(税率15%)の適用期限が2年延長されます。
- ②中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種の追加等が行われた上で、適用期限が2年延長されます。
- ③商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、中小企業投資促進税制と統合の上廃止されます。
- ④中小企業経営強化税制について、経営資源集約化設備を追加した上で、適用期限が2年延長されます。

改正概要

【本則：期限の定めなし】
【租税特別措置法：適用期限 令和4年度末まで】

対象	本則税率	租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%
	年800万円以下の所得金額	15%

改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒延長(2年)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</div> </div> <p style="text-align: right; color: red;">※計画認定手を柔軟化</p>			
国 税	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒延長(2年) ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加</p>		<p>【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒廃止</p>	

■ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ■ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

出典：経済産業省

令和3年4月1日以後開始事業年度について適用



制度の対象となる中小企業の要件は資本金の額が1億円以下であることですが、資本金の額が3,000万円を超えると中小企業経営強化税制では税額控除の割合が7%となり、中小企業投資促進税制では税額控除が選択できません。